

平 2 8 福個答申第 7 号
平成 28 年 12 月 22 日

福岡市消防局長 谷山 昭 様
(消防局警防部情報管理課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村 上 裕 章

個人情報の公益上の取扱いについて (答申)

福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第12条の規定に基づき、平成26年10月23日付け消情第130号により諮問を受けました「消防通信指令業務の共同運用にかかる電子計算組織の結合」の件につきましては、審議の結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 審議会の結論

消防通信指令業務の共同運用にかかる電子計算組織の結合については、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるものと判断する。

なお、個人情報の保護の観点に留意し、遺漏なきよう運用されることを要望する。

2 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成26年10月23日	実施機関から諮問(諮問第85号)
平成26年10月24日(第52回個人情報保護審議会)	審議
平成28年11月30日(第56回個人情報保護審議会)	審議